

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年4月14日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	発電機ローター温度記録計において、定時の時刻印字が薄く、不明瞭であることが認められたため、当該記録計を点検・修理	
2	2号機	廃棄物処理建屋換気空調系給気ファン(HVS2-3)において、外気取り入れ口廻りの下部及び点検用扉に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	
3	3号機	非常用ディーゼル発電機(3B)過給機入口潤滑油フィルタにおいて、フランジ部に潤滑油のにじみが認められたため、フランジ部を点検・修理	
4	3号機	原子炉建屋ドレンファンネルの点検において、ファンネル内部腐食等(30箇所)が認められたため、当該部を修理	
5	3号機	タービン建屋ドレンファンネルの点検において、ファンネル詰まり等(21箇所)が認められたため、当該部を修理	
6	3号機	廃棄物処理建屋ドレンファンネルの点検において、ファンネル詰まり等(22箇所)が認められたため、当該部を修理	
7	4号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ(B)の振動記録計において、チャート送り不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	
8	5号機	構内保管の計画で管理区域から搬出した物品の管理状況調査において、所定の構内保管場所に保管されず、構外に搬出されているものが一部認められたため、注意喚起及び原因調査	4月17日公表済 (PDF 68 kB)
9	6号機	主復水器(C-2)細管洗浄装置の点検時、ボール捕集器スクリーン差圧伝送器用電線管に腐食による破損が認められたため、電線管を修理	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
10	6号機	蒸気タービン開放検査(その1・その2)の成績書において、記録作成中の誤記訂正箇所への検査実施責任者による日付及び氏名の記載漏れが認められたため、対応検討	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで